

第六十四回 帝國議會 造幣局工場及其ノ附屬設備ノ新營費ニ關スル法律案外二件委員會議錄(速記)第四回

付託議案(審査終了ノモノヲ除ク)

造幣局工場及其ノ附屬設備ノ新營費ニ關スル  
法律案(政府提出)  
昭和八年度一般會計歲出ノ財源ニ充ツル爲公  
債發行ニ關スル法律案(政府提出)  
大阪帝國大學特別會計ノ關涉ニ關スル法律案  
(政府提出)  
朝鮮事業公債法中改正法律案(政府提出)  
大坂帝國大學工學部設置ニ付帝國大學特別會  
計及官立大學特別會計ノ關涉ニ關スル法律案  
(政府提出)  
樺太事業公債法中改正法律案(政府提出)

會議

昭和八年二月一日(水曜日)午前十一時開議

出席委員左ノ如シ

委員長 金光 康夫君

理事木暮武太夫君 理事池田 敬八君

理事矢野庄太郎君 理事中川 觀秀君

鈴木 英雄君 堀江正三郎君

兼田 秀雄君 潤原英太郎君

武田德三郎君 加藤鎌五郎君

青田 勝晴君 森田 福市君

豊田 收君 高見 之通君

沖島 錄三君 櫻井兵五郎君

前田房之助君 内藤 9 正剛君

一月三十一日委員田村實君及松本忠雄君辭任ニ付其ノ補闕トシテ沖島録三君及鶴澤字八君ヲ議長ニ於テ選定セリ

出席政府委員左ノ如シ

拓務書記官 杉田 芳郎君

朝鮮總督府政務總監 今井田清德君  
朝鮮總督府財務局長 林 繁藏君

本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ

朝鮮事業公債法中改正法律案(政府提出)

樺太事業公債法中改正法律案(政府提案)

○金光委員長 是ヨリ開會致シマス、會議

ニ付スベキ議案ノ中デ、造幣局工場及其ノ

附屬設備ノ新營費ニ關スル法律案ト大阪帝

國大學工學部設置ニ付帝國大學特別會計及

官立大學特別會計ノ關涉ニ關スル法律案、

是ハ大體ノ質問ヲ致シマシタガ、昭和八年

度一般會計歲出ノ財源ニ充ツル爲、公債發

行ニ關スル法律案ハ大藏大臣ノ御出席ヲ

待ツテ質問シタイト云フコトデゴザイマス

カラ、此三案ヲ除キマシテ、昨日本會議ニ

付託ニナリマシタ朝鮮事業公債法中改正法

律案ト、樺太事業公債法中改正法律案ヲ議

題ニ供シタイト思ヒマス、後程拓務大臣ガ

出席サレルサウデアリマスカラ、拓務大臣ガ

ニ對スル質問ハ後ニ譲リマシテ、朝鮮ノ政

務總監カラ一應御説明ヲ願ヒタイト存ジマ

○今井田政府委員 朝鮮ノ事業公債法案ノ

改正ノ理由ヲ概要御説明申上ダマス、現在

ノ事業公債法ノ第一條デアリマスルガ、之

ニ事業費ハ公債ニ依ツテ支辨スルコトガ出

來ルト相成ツテ居リマスルガ、事業費ノ補助

ニ要スル經費ヲ支辨スルコトハ、現行法ニ

於キマシテハ出來ナイコトニナッテ居リマ

スルノデ、第一條中ニ「事業費」トアル下ニ

「又ハ事業費補助ニ要スル經費」斯様ナ文句

ヲ加ヘタイト云フコトガ改正ノ要點デアリ

マス、斯様ニ改正致サナケレバナラナイヤ

リマス、此理由ト致シマシテハ樺太ニ於

キマスル各種ノ拓務事業ニ付キマシテ、緊

要差措キ難イ事業ガ多々アルノデアリマス

ルガ、是等ノ事業費ヲ支辨スル上ニ於キマ

シテ、現在ノ樺太ノ經常歲入デハ支辨ガ出

來マセヌノデ、從來アリマスル法定起債額

ノ三千三百五十萬圓ヲ增額致シマシテ、是

等ノ事業費ニ充當致シタイト存ジマシテ、

此改正法律案ヲ提出致シタ次第アリマス、

改訂法律案ヲ提出致シタ次第アリマス、

出席政府委員左ノ如シ

○金光委員長 今村樺太長官カラ一應樺太

事業公債法中改正法律案ニ付テ御説明ガ願

ヒタイト存ジマス

○今村政府委員 樺太事業公債法中改正法

法律案ニ付テ御説明致シマス、樺太事業公債法

中ノ第一條ニアリマス「三千三百五十萬圓」

ヲ「四千百六十萬圓」ニ改メタイト云フノデ

アリマス、此理由ト致シマシテハ樺太ニ於

キマスル各種ノ拓務事業ニ付キマシテ、緊

要差措キ難イ事業ガ多々アルノデアリマス

ルガ、是等ノ事業費ヲ支辨スル上ニ於キマ

シテ、現在ノ樺太ノ經常歲入デハ支辨ガ出

來マセヌノデ、從來アリマスル法定起債額

ノ三千三百五十萬圓ヲ増額致シマシテ、是

等ノ事業費ニ充當致シタノデアリマス、

此改正法律案ヲ提出致シタノデアリマス、

其事業ニ於キマシテ、昭和八年度以降ニ於

キマシテ電信電話ノ改良擴張費、道路ノ開

鑿及改良費、國有林事業經營費、船潤ノ修

築等ノ各種ノ計畫事業ガアリマスノデ、是等ニ對シテ八百七十萬圓程ノ經費ヲ要スルノデアリマス、此財源ハ只今申上ゲル通り、經常歲入デハ支辨ガ出來マセヌノデ、此事業公債法ヲ改正シテ、是等ノ經費ニ充當致シタイト存ジテ居ル次第アリマス、ドウゾ此意味合ニ於キマシテ、何卒御審議ノ上御協贊ヲ願ヒタイト存ズル次第アリマス

○金光委員長 兩案ニ對シテ質問ノ通告ガアリマス——高見君

○高見委員 私ハ拓務大臣ガ御出ニナッタラ伺ヒタイト思ツテ居リマシタガ、今政務總監ガ御出ニナッテ居リマスカラ、拓務大臣ガ御出ニナルマデ一ツ三ツ聞イテ置キタイコトガアリマス、特ニ今度朝鮮ノ事業費ノ補助ト云フ字ヲ御附ケニナル理由ハ、斯ウ云モノノマデ置カナクテハナラヌ理由ハドウデアルカ、此頃赤字公債ト云フモノガ非常ニ經濟界ニ不安ニ思ハレテ居ルノニ、特ニ事業費ノ補助マデ又公債ニ依ルト云フト、語呂ガ非常ニ悪い、所デ豫算參考書ヲ見マスルト云フト、教育費ノ補助ノ増加、恩賜救護施設ニ關スル補助、癆病補助ノ増加、地方木費ノ補助ノ増加、棉作產金ト云フヤウニ、其金額モホンノ僅カ三四十萬圓シカナイ、事業費ノ方ノ増加ハ澤山アリマスル

ケレドモ、補助費ノ増加ト云フモノハ非常ニ金額ハ少い、是ハ何カ他ノ方法デ經常費ノ中カラナリ又遺繩ガ出來ルグラウ、特ニシタイト存ジテ居ル次第アリマス、ドウシ意味合ニ於キマシテ、何卒御審議ノ上御協贊ヲ願ヒタイト存ズル次第アリマス

○今井田政府委員 只今ノ御質問ニ御答ヲ

致シマスルガ、實ハ大正十一年、震災前ニ

於キマシテハ、此公債財源デ土木事業ノ大部

分ヲ支辨致シテ居タ時代モアッタノデア

リマス、大震災後ニ於キマシテハ、公債財

源ヲ一般財源ニ組替ヘテ、一般財源デ各種

ノ事業費ヲ支辨シテ來テ居リマシタ、所ガ

最近ニ於キマシテ歲入ガ著シク減少致シマ

シタノデ、經費支辨ガ非常ニ困難ニナッタ

ト云フヤウナ所カラ致シマシテ、昭和八年

度ニ於キマシテハ、從來一般財源デ支辨シ

テ居リマシタ事業費モ公債財源ニ移シタモ

ノモアリマス、併シソレハ現行ノ事業法ニ

依テ事業費ノ支辨ハ御承知ノ通り出來ル

ヤウニ相成ッタノデアリマスガ、又現在認メ

テ居リマス所ノ金額ノ範圍内デ計上出來マ

スガ、其點ハ豫算ノ實質ハ變ツテ居リマ

スガ、法文ノ改正ハ要シナインデアリマ

ケレドモ、補助費ノ増加ト云フモノハ非常ニ金額ハ少い、是ハ何カ他ノ方法デ經常費ノ中カラナリ又遺繩ガ出來ルグラウ、特ニシタイト存ジテ居ル次第アリマス、ドウシ意味合ニ於キマシテ、何卒御審議ノ上御協贊ヲ願ヒタイト存ズル次第アリマス

○今井田政府委員 御答致シマスルガ、產

シテ居ル三百七十七萬圓ヲ差引キ、八十

九萬餘圓ヲ公債財源デ支辨シタイ、是ガ主

タル理由トナッテ此改正案ヲ出シテ居ルヤ

ウナ次第ゴザイマス

○高見委員 モウ一ツ聽イテ置キタイコト

ハ、產金獎勵補助ノ増加ガ六萬圓見テアル

ガ、最近北海道方面デモ金ガ非常ニ澤山採

集計シテ勘定スル

月ニ報告ガ出マシテ、之ヲ集計シテ勘定スル

サイ鑛業者デアル、隨テ精煉等ニ於テ事業

費ガナイト云フコトデ、共同精煉所ヲ造

ル方ガ宜イト云フコトデ、昨年ノ臨時議會

等ニ於テモサウ云フヤウナ建議案ガアッタ

リ或ハ請願ガアッタリシテ居ル、最近一層産

金熱ガ盛ニナッテ居ルガ、大體產金獎勵費ハ

幾何アルノカ、朝鮮ノ產金ノ狀態ハドウカ、

タイト云フノデ、已ムヲ得ズ公債財源デ支辨シ

タイト云フノデ、教育費補助ヲ加ヘタノデ

アリマス、只今學校補助其他ニ付テ御質問

ガアリマシタガ、事業費補助ヲ特ニ加ヘマシタ理由ハ、主トシテ土地改良助成費ニアリマス、土地改良助成費ハ八年度豫算額ガ

四百六十六萬餘圓ニ相成ツテ居リマス、其中

デ此土地改良助成費ハ從來ハ總テ一般財源

部分ヲ一般財源デ支辨スル從來ノ法律ヲ改

正シタイ、昭和八年度ハ四百六十六萬餘圓

ニナッテ居リマスガ、其中デ普通財源デ支辨

シテ居ル三百七十七萬圓ヲ差引キ、八十

九萬餘圓ヲ公債財源デ支辨シタイ、是ガ主

タル理由トナッテ此改正案ヲ出シテ居ルヤ

ウナ次第ゴザイマス

○今井田政府委員 御答致シマスルガ、產

金額ハ此數年來年々增加致シテ居リマス、

昭和五年度ノ正確ナ數字ハ今持合セテ居リ

マセヌガ、約八百萬圓程度デアリマス、ソ

レカラ昭和六年度ニ於キマシテハ一千萬圓

——一千萬圓ガ數萬圓缺ケマスルガ、兎ニ

角一千萬圓ニ増加致シテ居リマス、昭和七

年度ノ數字ハマダ分リマセヌ、是ハ大體一

コトニ相成ツテ居リマス、大體九月頃迄ノ實蹟カラ推算致シマシテ、千五百萬圓位ハ七  
年度ニアルノデハナイカ、斯様ナ狀況カラ  
ノデハナイカト想像致シテ居リマス、斯様  
ニ産金額ハ年々非常ナ率ヲ以テ増加致シテ  
居ルノデアリマス、ソレカラ産金ノ獎勵ニ  
付キマシテハ、其獎勵スル理由ハ固ヨリ申  
上、ゲル迄モナク御存ジノコトト思ヒマスカ  
ラ省略致シマスルガ、朝鮮ト致シマシテハ、  
各地方ニ或ハ礦石トシテ、或ハ砂金トシテ、  
金ノ產出ガアリマスルノデ、出來ルダケ之  
ヲ獎勵スルト云フコトハ、國策ト致シマシ  
テモ亦朝鮮ノ產業開發ト致シマシテモ、最  
モ緊密ナ事柄デアリマスノデ、前年度來即  
チ七年度カラ獎勵ノ方法ヲ執ツテ居リマス、  
支出致シマシテ、主トシテ炭礦ノ補助デア  
リマス、即チ礦山ニ於ケル礦石ノ分布、分  
量、品位ト云フヤウナモノヲ調査致シマシ  
テ、砂金ニ於テモ同様デアリマスガ、此炭礦  
費ノ補助トシテ約二十萬圓ヲ計上致シマシ  
テ、昨年ノ臨時議會ニ出シタノデアリマス  
ルガ、其後ニ於キマシテ著々トシテ補助ノ

昭和八年度ニ於キマシテハ、只今申シマシタ炭礦補助ノ約二十萬圓ノ外、新ニ六萬圓ヲ計上致シテ居リマス、是ハ主トシテ精鍊ノ補助ト云フ方ニ向ケタイ、斯様ナ考ヲ有ツテ居ルノデアリマス、精鍊ノ補助ニ付キマシテモ色々ナ方法ガアルノデアリマシテ、朝鮮ニハ鎮南浦ニ大キナ精鍊所ガアリマスルガ、其處ノ精鍊費ノ補助ト云フ方法モアリマスルシ、又各地方々々ニ小規模ノ精鍊所ヲ設置致シマシテ、ソレニ補助スルト云フ方法モアルノデアリマスガ、現在ノ實情カラ考ヘマシテ、成ベク低品位ノ鑛石モ之ヲ捨テナイデ精鍊シテ金ヲ採ルト云フ方面ニ向ケタガ宜カラウ、ソレガ現在ノ状況カラシマシテモ低品位ノ鑛石ヲ運ブ運賃ニ補助スルト云フコトガ一番手ツ取り早ク效果ガアルノデハナイカ、其六萬圓ト云フモノハ主トシテ低品位ノ鑛石ヲ運ブ運賃ノ一部ニ補助スル、斯様ナコトニ考ヘテ居ルノデアリマス、ソレカラ参考資料ト云フ御話ガアリマシタガ、色々ナ統計數字ヲ調査シタモノモアルノデアリマスルガ、是ハ無論出來ルダケ差上ゲマスルガ、其中デモ取分ケテドウ云フ風ナ項目ガ御必要カト云フコトガ分リマスレバ、其點ニ付キマシテ特ニ取

○高見委員 参考ト云フコトハ、產金ニ關ス  
聯シテ滿洲方面ニモ最近非常ニ產金ニ關ス  
ル調査ガ出來テ居ルヤウナ風デアリマスカ  
ラシテ、御註文シテ質問スベキ筋デハナイ  
ケレドモ、之ニ關聯シタ調査ガアッタナラ  
バ貴ヒタ、斯ウ申上ゲタノデアリマス、  
モウ一ツハ二千萬圓ノ金ガ出ルト云フガ、  
金ノ單價ハ五圓デナクシテ今日ノ市價デニ  
千萬圓ト仰シヤルノデスカ

○今井田政府委員 八年度ニ二千萬圓ト申  
シマシタノハ、七年度ノ方モサウデアリマス  
スルガ、一匁五圓ノ平常ノ際ニ於ケル單價  
ノ五割増位デ計算シテ居リマス、隨テ一匁  
七圓五十錢ト推算シテ二千萬圓ト申上ゲタ  
ノデアリマス、ソレカラ滿洲方面ノ產金資  
源其他ニ付キマシテノ調査ハ私共ノ方ニハ  
ナイト考ヘマスルガ、朝鮮ニ於ケル產金其  
他ニ付テノ印刷物ガアリマスカラ、ソレヲ  
差上ゲタイト考ヘマス

○高見委員 モウ一ツ今ノ產金ノ問題ニ付  
テ聽イテ置キタ、北海道ノ野付牛附近ニ  
大變澤山金產ガアル、大キナ事業家ハ差支  
ナイケレドモ、小サイ事業家ハ兎ニ角サウ  
云フ大キイ精鍊所ヘ持ツテ行ク爲ニ損ヲス  
ルカラ、共同精鍊所ヲ造ツタラ宜カラウト

云フ論ガ盛ニ出タノデアリマス、ソレニハ  
幾ラ金ガ要ルカト云フト、一箇所十五萬圓  
出スト云フト、非常ニ好イ金ノ精錬所ガ出  
來ル、何ト言ツテモ此分析ナドト云フモノ  
ハ、此歩合ナドノ——歩留ナドハ色々ニト  
ラレルカラ、鑛山ノ持主ニ不利益デアルカ  
ラ、公ノ精錬所ヲ造ッタラ宜カラウト云フ意  
見ガ盛ニ出テ居ルノデアリマシテ、北海道  
ノ人達方非常ニ熱心ニ主張サレテ居ル、如  
何デスカ、今ノ御話デ能ク分リマシタガ、低  
品位ノ鑛石ノ運搬ノ爲ニ運搬費ヲ補助スル  
ナドハ非常ニ宜イ事ダト思フ、非常ニ宜イ  
事デアッテ趣意ニハ贊成デアルガ、モウ一步  
進ンデ北海道方面ニ精錬所ヲ設ケルトカ、  
安イ精錬所ヲ適當ナ處ニ置クト云フヤウ  
ナ、モウ少シ進ンダ産金獎勵ノ御計畫ト云  
フヤウナモノモ御考ヘニナツタコトハナイ  
カ、若モ御ヤリニナルナラバ、急イデ、或  
ハ追加豫算モアリマスガ、サウ云フ御考ハ  
ナイカドウカト云フコトヲモウ一ツ伺ヒタ  
イ

鑛山ノ多ク散在シテ居ル方面ノ中心地ニ、小規模ノ精煉所ヲ設ケマシテ、是ハ會社デ設ケルノデアリマスガ、ソレニ對シテ或ル程度ノ補助ヲスル、斯様ナ色々ノ方法ガ考ヘラレルノデアリマス、其中デモ一般民間ノ鑛山業者ハ國立精煉所ヲ設ケロト云フ聲ガ相當ニアルノデアリマス、十分調査シテ居ルノデアリマスルガ、朝鮮ノ現状ト致シマシテハ、現ニアリマスル精煉所ガ——現ニ精煉所ノ餘力ガ十分ニアルノデアリマス、其餘力ヲ何カノ方法ニ依リマシテ十分ニ使フト云フコトガ、先づ差向キ經濟的デハナイカ、斯様ニ考へマシタガ爲ニ、今日補助スルト云フコトニナツテ居リマス、併シ將來尙ホ一層各地ニ金鑛ガ發見サレ、精煉所ヲ必要トスルト云フコトニナリマスレバ、適當ナ方法ニ依リマシテ精煉所ヲ設ケル、或ハ其地方ニ民間ノ精煉所ヲ設ケテ之ニ補助ヲスルト云フヤウナ、何等カノ方法ヲ執ルノガ必要チヤナカラウカト考へテ居リマス、併シ明年度トシマシテハ、現ニヤッテ居リマス方法ヲ實行シマシテ、其實蹟ヲ見タ上デ更ニ考慮シテ、精煉所ヲ設ケルナリ何カヲ考ヘテ見タイ、斯様ニ考ヘテ居リマス

業費補助ニ關スル問題デアリマスルガ、私少シ遲レテ來マシタ爲ニ御説明ヲ伺ハナカツタノデアリマスケレドモ、ドウ云フモノニ補助ヲスルカト云フ、其内容ダケデモ、材料ヲ御持チニナツテ居ッタラ材料ヲ拜見シタイ

○櫻井委員 議事進行ニ付テ——朝鮮ノ事此公債事業法案ノ改正ニ依リマシテ、補助ト云フモノガ加ハルノデアリマスガ、其加ッタ其補助ダケデ宜シウゴザイマスカ、一般ノ補助金ヲ交付スルモノガ澤山アリマスルガ、ドウ云フ意味デアリマスカ、是ダケナラ極ク簡單デアリマス、先程モ御説明申上ゲタノデアリマスガ、土地改良助成費ノ一部ノガ、七年度ガ若シ七圓五十錢デ一千五百萬圓ノ產金デアルナラバ、目方デハ同一ノ目方シカ產金シテ居ラヌコトニナルノデアリマスガ、サウスルト補助ヲ與ヘルノニハ、一體目方ニ依ッテ從來補助ヲ與ヘテ居ルノカ、又ハ產金額ノ賣上價格ニ依ッテ御與ヘニサレマスカ、ソコヲ承リタイ

○今井田政府委員 極端ニ申スト左様ナコトニナルノデアリマスガ、此補助金ヲ交付スルト云フコトヲ決定スルニ付キマシテハ、從來總督府ニ於キマシテハ、一應調査シテ、有望ナ鑛山ガアル、有望ナル產金鑛山ガアルト云フ一應ノ調査ノ付イテ居ル處デアリマシテ、而モ鑛業權ヲ有フテ居ル者ガ現ニ其附近ニ居ッテ實際ノ作業ニ從事シテ居リ、產金ガ確實ダラウト云フ大體ノ見込ノ付イテ居ルモノニ對シテ補助ヲスル、其結果出ナイ場合モアリマセウガ、大體ニ於テ有望ト認メル處デナケレバイケナイ

○森田委員 ソレデハモウ一つ同ジ補助ノコトニ付テ政務總監ニ御尋シテ見タイノデスガ、御承知ノ朝鮮カラ内地ニ來テ居ル勞働者ハ、非常ニ今日失業者ヲ救濟スル事業ニ從事シテ居ル、土木事業ナドハ勞働者ハ殆ど朝鮮人ナノデアリマスガ、朝鮮人ガ日本ニ斯様ニ澤山來ナケレバナラナイヤウニナツタ

○今井田政府委員 只今ノ材料ノ御話ハ、此公債事業法案ノ改正ニ依リマシテ、補助ト云フモノガ加ハルノデアリマスガ、其加ッタ其補助ダケデ宜シウゴザイマスカ、一般ノ補助金ヲ交付スルモノガ澤山アリマスルガ、ドウ云フ意味デアリマスカ、是ダケナラ極ク簡單デアリマス、先程モ御説明申上ゲタノデアリマスガ、土地改良助成費ノ一部ノガ、七年度ガ若シ七圓五十錢デ一千五百萬圓ノ產金デアルナラバ、目方デハ同一ノ目方シカ產金シテ居ラヌコトニナルノデアリマスガ、サウスルト補助ヲ與ヘルノニハ、一體目方ニ依ッテ從來補助ヲ與ヘテ居ルノカ、又ハ產金額ノ賣上價格ニ依ッテ御與ヘニサレマスカ、ソコヲ承リタイ

○今井田政府委員 補助ハ先程モ申上ゲマスル通り、現在實行シテ居リマスルノハ炭鑛ノ補助ナンデス、鑿穿機ヲ使用シテ岩石ヲ掘碎イテ調査ヲスル、ソレヲ一尺掘ルニ付キマシテ、堅坑ナラ幾ラ、橫坑ナラ幾ラ、砂金ノ「ボーリング」ナラ幾ラト云フヤウニ、調査費ノ補助ヲ致シテ居ルノデアリマス、產金額ト云フヤウナモノ、標準デ補助ノシテ居ルノデハナイノデアリマス、將來モ產金額ト云フモノデナクシテ、或ル數量ノ鑛石ヲ精煉地ニ運ブモノニ對スル運賃ニ

○森田委員 高見君ノ質問ニ關聯シテ、今ノ產金ノ額ニ付テノ御話ガアツタノニ、昭和八年ト七年ノ千五百萬圓乃至二千萬圓ハ七圓五十錢デ計算シタト仰シヤルノデアリマスガ、サウスルト五年ト六年トハ幾ラニ依テ計算シタカ、ソレヲ承リタイ

○今井田政府委員 五年ト六年ハ總テ一匁ヲシテ居ルノデハナイノデアリマス、將來モ產金額ト云フモノデナクシテ、或ル數量ノ鑛石ヲ精煉地ニ運ブモノニ對スル運賃ニ

原因ハ幾多モアリマセウ、併ナガラ朝鮮ハ今非常ニ水田ヲ獎勵サレテ、大變ナ獎勵ノ補助費ヲ交付シテ水田ガ増シテ來タノニモ拘ラズ、ソレヲ耕作スル者ガ減ツテ行カナケレバナラナイヤウニナッタノハ、ソコニ爲政者トシテノヤリ方ガ——寧ロ田地ガ殖エテ行ケバ勞働者ハ多ク要ル筈デアリマスガ、田地ガ殖エテ行キナガラ勞働者ガ要ラナクナルノハ、機械化シタトカ、或ハ色々技術上ノ進歩發達ニ依ルノデアリマス、其ガ、兎ニ角朝鮮ニ補助マデ與ヘテ、水田ガ澤山出來テ、米ガ澤山出來ルヤウニナッタ結果、日本へ大變移入シテ來テ、日本ノ農民ハ是ガ爲ニ困ッタノミナラズ、朝鮮ニ水田ガ澤山出來タニモ拘ラズ、勞働者ガ要ラナクナッテ、勞働者ガ内地ニ澤山入ッテ來ルト云

是ハ政策的ノ方法デハナイノデアリマス、其ガ、兎ニ角朝鮮ニ補助マデ與ヘテ、水田ガ澤山出來テ、米ガ澤山出來ルヤウニナッタ結果、日本へ大變移入シテ來テ、日本ノ農民ハ是ガ爲ニ困ッタノミナラズ、朝鮮ニ水田ガ澤山出來タニモ拘ラズ、勞働者ガ要ラナクナッテ、勞働者ガ内地ニ澤山入ッテ來ルト云

ニ於テ、朝鮮ノ北方又ハ滿洲方面ニ於キマニテ、朝鮮人ガ發展スルヤウニシタイト云フコトヲ始終考ヘテ居ルノデアリマス、最近ニ北鮮開拓ノ事業ヲ開始致シマシタノモ其一ツノ手段デアリマス、又將來滿洲ノ治安方十分ニ維持ガ出來、又現在ノ避難民ガ多數鐵道沿線ニ避難シテ居ルト云フ狀況デアリマスガ、斯様ナ避難民ガ落著クト云フ

朝鮮總督府ノ御當局ハ之ニ關シテ何カ御研究ニナッタコトガアリマセウカ、アレバドウ云フ風ニ御考ヘニナッテ居ルカ、全然御考ヘニナッテ居ラヌカ、先づソレヲ先ニ伺テ置カナケレバナラス

○今井田政府委員 朝鮮人ガ内地ニ渡航シテ來ルト云フコトハ是ハ交通ガ開ケ、其間ノ連絡ガ密接ニナルニ從ツテ自ラサウ云フ

他經濟上ノ理由モ多々アリマスルガ、殊更ニ之ヲ阻止スルト云フヤウナ考ハ勿論有ツテ居リマセヌ、併ナガラ内地ノ勞働市場モ相當ニ失業狀態ヲ呈シテ居ル、又朝鮮人トシマシテモ内地ニ參リマシテモ職ヲ得ラレナイ、サウ云フヤウナコトカラ致シマシテ事情ヲ明ニシテ成ベク内地ニ來ナイヤウニスルコトハ考ヘテ居ルノデアリマス、併シ是ハ政策的ノ方法デハナイノデアリマス、政策的ノ方法トシマシテハ、成ベク朝鮮内ニ於テ、朝鮮ノ北方又ハ滿洲方面ニ於キマニテ、朝鮮人ガ發展スルヤウニシタイト云シテ、朝鮮人ガ發展スルヤウニシタイト云フコトヲ始終考ヘテ居ルノデアリマス、最近ニ北鮮開拓ノ事業ヲ開始致シマシタノモ其一ツノ手段デアリマス、又將來滿洲ノ治安方十分ニ維持ガ出來、又現在ノ避難民ガ多數鐵道沿線ニ避難シテ居ルト云フ狀況デアリマスガ、斯様ナ避難民ガ落著クト云フ

朝鮮自ラノ爲ニモ宜イデハナイカ、所謂自家農ノ獎勵、今ノ水田開拓ノ補助ト云フヤウナモノヲ大キナ地主ニスルヨリモ、自作農ヲ獎勵スル方面ニ向ツテ其補助費ヲ利用ニナッタ方ガ、朝鮮ノ爲メ、即チ國家ノ爲メ宜イデハナイカ、日本ノ内地ノ失業者ノ救濟費ノ大部分ハ土木事業デアッテ、其土木事業ノ勞働者ハ殆ド朝鮮人デアルト云フコトニナルト、大變ナ金ヲ使ツテ内地ニ渡ツタ朝鮮人ヲ救濟シ、アチラノ者ハアチラノ水田ノ開拓ノ補助トカ何トカ云フコトデ救濟スルト云フコトニナル、一體私ハ斯様ニ公債マデ起シテ、補助費ニ充テ、ヤルト云フコトスガ、實ハ朝鮮ト致シマシテハ南方ト北ノ且ツ勞働者ガ内地ニ入ッテ來ルノヲ阻止ス

マスガ、事業費ノ補助ト云フモノハ公債ニ依ツテ、即チ借金ニ依ツテヤルベキデハナイ、國家ノ財政ノ將來ヲ考ヘルナラバ、サウ云フ補助費ハ所謂正當ナ産業ニ依ツテ、所謂収益税デアルトカ、所得税デアルトカ云フヤウナ收入ニ依ツテ補助ヲ與ヘルコトガ宜シイノデ、借金ヲシテマデ獎勵スルト云フコトハドンナモノデアラウカト考ヘテ居ルノデアリマス、此意味ニ於テ只今マデ私ガ申上ゲタ朝鮮内地ノ水田ノ開拓ニ對スル補助費ノ使用方ヲ考慮シテ、サウシテ自作農ヲ將來獎勵サレ、勞働者ガ其土地ニ居著イテ、サウシテ五段、六段、一町歩ヲ持ツテ作ツテ行ケバ食フニハ困ラヌノデアリマス、無暗ニ一人ガ廣イ面積ヲ持ツト云フコトデナク、自分デ小サイ土地ヲ持ツテ、ソレニ依ツテ生活スルト云フコトニ重キヲ置イテ行タナラバ、其方ガ寧ロ勞働者ヲ多數收容スルコトガ出來テ宜イデハナイカ、自作農ノ獎勵ト云フコトニ付テハマダ御考ヘニナッタコトガアリマセヌカドウデアリマスカ、御伺致シマス

マシテハ、人口稠密ノ地方カラ人口ヲ移動セテ居ルヤウナ次第デアリマスカラ、土地改良事業ガ人口ノ分布或ハ内地渡航者ヲ減少スル原因ヲ成シテ居ルト考ヘテ居リマス、ソレカラ自作農ニ付キマシテノ御説ハ淘ニ御尤デアリマシテ、實ハ其點ニ付キマシテハ豫テ考慮致シマシテ、昭和七年度カラ多少ノ補助費ヲ計上致シマシテ、自作農ノ創定ニ從事致シテ居リマス、勿論規模ハ極ク小サイノデアリマスルガ、朝鮮ニ自作農ヲ創設スルニ付キマシテハ、先づ初メハ農ヲ創設スルニ付キマシテハ、先づ初メハ思ヒマス、次會ハ公報ヲ以テ御通知申シマス、本日ハ是ニテ散會致シマス

午前十一時四十分散會

デス、朝鮮土地改良事業ノ過去三箇年ノ實績ト、將來三箇年ノ豫想表ヲ一ツ示シテ貰セテ、其處ヘ定住サセテ、小作ニ從事致サセテ居ルヤウナ次第デアリマスカラ、土地改良事業ガ人口ノ分布或ハ内地渡航者ヲ減少スル原因ヲ成シテ居ルト考ヘテ居リマス、ソレカラ自作農ニ付キマシテノ御説ハルダケ詳細ニ御示シ願ヒタイト思ヒマス

○金光委員長 マダ質問ノ御通告ガ澤山ゴザイマスガ、拓務大臣ハ只今貴族院ノ追加豫算委員會ニ出席シテ、一寸外シ難イサウデアリマスカラ、質問ハ次會ニ譲ルコトニ致シマシテ、本日ハ此程度ニ止メタイト思ヒマス、次會ハ公報ヲ以テ御通知申シマス、本日ハ是ニテ散會致シマス

○森田委員 チヨット参考ニ地主及小作等ノモノ、表ガアリマスレバ一ツ御出シ願ヒタイト思ヒマス

○武田委員 產金ニ關シタ事デ一寸簡單ナコトヲ……

○今井田政府委員 此土地改良事業ニ付テハ、相當ニ人口稠密ノ地方カラ、其改良シマシタ地方ニ移シテ居リマス、現ニ大規模ノ開拓或ハ開墾事業ヲシテ居ル土地ニ於キ